

函 財 税

令和 6 年（2024 年） 7 月 2 3 日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

令和 6 年度市道民税納税通知書の未発送について

（財務部税務室）

令和6年度市道民税納税通知書の未発送について

1 概要

令和6年度市道民税納税通知書の作成後に、納税者から支払方法の変更依頼があり、作成し直した76件分の納税通知書が未発送であったことが、7月18日（木）に判明した。

2 経過

令和6年度市道民税納税通知書は、普通徴収分約44,000件を5月27日（月）から6月4日（火）までに作成した。

このうち、納税通知書作成後に納税者から支払方法の変更依頼があった76件分については、変更を反映させた納税通知書を作成し直し、発送するまでの間、他の納税通知書と区分し、ロッカーに保管した。

納税通知書は6月10日（月）に発送したが、この76件分については、7月18日（木）に職員が当該ロッカーを確認した際に発見するまで失念しており、未発送となっていたことが判明した。

なお、普通徴収に係る第1期分の納期は、7月1日（月）となっている。

3 納税通知書未発送件数

76件

4 市の対応

本件は、支払方法を変更した方へ納税通知書を発送していなかったものであり、納付書払いに変更した方については、第1期分の納期が既に経過していることから、第1期分の支払額を第2期分以降の支払額で調整することを、また、口座振替に変更した方に対しては、口座振替が適用となっており振替済であることを、それぞれ7月22日（月）から、順次、事情を説明し、謝罪を行っているところである。

なお、納付書払いの方については、第2期分以降における1回分の支払額が増額となることから、支払方法などの相談に対応していくこととする。

5 再発防止策

変更後の処理は、作成時に用いる対象者リストにより、複数の職員で発送する通数や発送済であるかどうかの確認を徹底するとともに、保管場所についても、他の納税通知書と同一の場所に保管し、再発防止に努める。